

令和2年9月10日

第30回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和2年9月10日（木曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館3階 第1～3会議室
3. 閉会年月日 令和2年9月10日（木曜日） 午後1時30分

4. 議案

- 議案第158号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第159号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第160号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第161号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第162号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
 議案第163号 相続税の徴収猶予に関する証明書の交付について
- 報告第105号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第106号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第107号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 壽 憲	5 番 鎌 田 清 勝	7 番 工 藤 隆 志
9 番 高 坂 繁 光	10 番 齊 藤 光 朗	11 番 佐 藤 紘 一
12 番 澤 田 今日一	13 番 堤 武 久	14 番 奈良岡 めぐみ
15 番 西 澤 清 光	16 番 西 塚 伸	17 番 福 士 修 身
18 番 福 田 公 夫		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

8 番 窪 寺 洋 志	19 番 安 田 昌 樹	
-------------	--------------	--

7. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 次 長	竹 内 芳	浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平
主 査	佐 々 木 伸 哉		

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として、先月に引き続き農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長 (福士修身会長)

それでは、ただ今から、第30回青森市農業委員会月例総会を開会いたします。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員18名中16名が出席しております。

○議長 (福士修身会長)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。14番奈良岡めぐみ委員、15番西澤清光委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第158号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○分室長

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 5 件、賃借権設定が 1 件及び使用貸借権設定が 1 件、合計 7 件でございます。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 3 ページに記載しております。

個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。申請事由といたしましては、譲渡人又は貸主については、労力不足のためなどの理由で、譲受人又は借主については、経営規模拡大のためなどの理由でございます。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している調査書等のおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (福士修身会長)

説明が終わりましたので、本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたら、どうぞ発言ください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

それでは、本案についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、議案第 159 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○分室長

本案は、農地転用を目的として、使用貸借権設定に関する許可申請 1 件でございます。申請は青森地区の都市計画区域内及び市街化調整区域内におけるものでございます。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づきご説明させていただきます。右上に議案第 159 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 58 番案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますが、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページから 5 ページ目が法務局にある地図、6 ページ目が現況平面図、7 ページ目が敷地求積図、8 ページ目が造成計画や排水計画を含んだ土地利用計画図、9 ページ目が建物平面図、10 ページ目が立面図、11 ページ目が転用しようとする農地の登記簿謄本、12 ページ目から 14 ページ目は転用する農地と一体となって住宅の敷地となる土地の登記簿謄本でございます。こちらは、参考として付けさせていただきました。15 ページ目は開発許可申請書の写し、16 ページ目は法定外公共物の占用等許可申請書の写しでございます。

それでは、議案第 159 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思えます。許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますけれども、申請地は、支所機能を有する青森市荒川市民センターから、概ね 500m 以内の区域にありますことから、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は、原則として許可できませんが、第 1 種農地の不許可例外言い換えると、例外許可事由ですがこれに当てはまる場合は許可できるものとされています。その第 1 種農地の例外許可事由の中に、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあります。今回の転用は一般住宅の建築で、もともとある既存集落の隣に建てるため、この項目に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますけれども、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたら、どうぞ発言ください。ご意見のある方はございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)
異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第 160 号、161 号及び 162 号は関連がありますので、一括審議の議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○分室長

本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が 4 件、利用権設定が 6 件、合計 10 件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページから 6 ページ、利用権設定の案が 7 ページから 8 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、7 ページ目から 8 ページ目までの議案第 161 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められております。

また、9 ページ目の議案第 162 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められています。件数は 2 件となっております。

議案第 161 号におきます利用権設定の申請番号 231 号及び、議案第 162 号の申請番号 81、82 号につきましては、新規就農者でございます。その他の転貸予定内容につきましては、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (福士修身会長)

それでは、議案第 161 号における利用権設定の申請番号 231 号及び、議案第 162 号申請 2 件分を審議いたしますが、転貸先は、新規就農の方でございます。本日は、転貸先のご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議をお願いいたします。それでは、転貸先である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長 (福士修身会長)

ご苦労様でございます。まず、簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○●●●●氏

●●●●と申します。本日はよろしく願いいたします。理由ですが、現在は会社員をしております、20年ほど前から会社の同僚の●●さんという方のお父さんが亡くなって、それから手伝いを始めるというきっかけから今日に至っています。最初のうちは付き合いで農家、田んぼなんですけれども手伝っておりました。でも、続けるにあたって、だんだんと田んぼの稲が育っていくとか、あるいは少しですがりんごの世話もしたりして農業に魅力を強く感じたため、今回浪岡の方に申請をして耕作を始めさせていただいております。これから少しずつ拡大を含めて、今後は青森市内の農地で田んぼをはじめとした農家で頑張っていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（福士修身会長）

どうもありがとうございました。それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしますのでよろしく願いいたします。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

どなたかございませんか。はい秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷と言います。よろしくお願ひします。●●さん、どうも今回はご苦労さまでございます。2点ほどお尋ねします。

1点目は、5年間で10ヘクタールくらいの規模拡大をしたいという計画を持っているようですが、最終的にはどのような規模まで構想として持っているか、これが1点目、お伺いしたいと思います。

2点目はですね、水稲経営で、水稲が主となると思いますが、水稲経営で1番大事であると現在自分が考えていることは何であるか、その2点をお知らせ願ひたいと思います。

○議長（福士修身会長）

それでは、●●さんお願ひいたします。

○●●●●氏

まず1点目のこれからの計画という、5年後の計画を含めてなのですが、来年には会社を立ち上げて、法人化したいと思っております。規模的には複数経営となりますので、最低でも50町歩というところを目指して今は考えています。ただ、現状ではなかなか難しいということも充分把握しています。ですので、色々な方からの知恵や力をお借りして進めていきたいと思っています。

それから2つ目ですが、一番大事だと思っているところは、農業進出はもろんなのですけれども、さらなる向上を求めて、今の状況だけでなく、今後の、あるいは今流行っている青天の

霹靂や、特 A になったまっしぐら等も含めて、色々上を目指して模索していけばいいなというふうに関心は持っています。以上です。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

○議長（福士修身会長）

それでは、他にご意見のある方ございませんか。

齊藤委員どうですか。ご意見ありませんか。はい、どうぞ。

○10 番（齊藤光朗委員）

10 番齊藤です。近くに目標とされる大規模の水稲農家とか、普段指導を受けたり、相談したりする人はいるのですか。

○●●●●氏

今のところ、青森市農業委員会と農業政策課の方で貸したい人借りたい人のリストがありまして、そこを紹介していただいたりしています。後は、借りた人からまた情報を受けながら、例えばその人の家に遊びにいったりして他にありませんかという事や、あるいは青森でいえば油川の方に羽白開発があるのですが、その辺のルートも使いながらお話をさせていただいています。以上です。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方。

はい、一戸委員どうぞ。

○3 番（一戸昭憲委員）

3 番一戸です。2 つほど、賃料の内訳を教えてくださいませんか。あとですね、1 年目の雇用費が 0 円、5 年目も 0 円というのは、この内容も教えてください。

○●●●●氏

今のところまだ個人で、先ほども説明したとおり●●さんという方のお手伝いで、要は会社員なので、空いた休み、あるいは田植えとかの時期には、そこに集中してみんなで休んで 10 人位で取り組んでいるのです。今後、その中から●●さんを含めて 3 人でまず出発したいなと今考えていて、その賃料のところなのですけれども、計画のところでも 0 円となっているのですけれども、今後、もし仮に増やさなければならぬし、増えていけば自ずと賃料は増えていくだろうし、もう一つは雇用の状況ですが、今のところまだ手伝いという形になっているので、今後のところに

おいては、賃貸情報を含めて適正に支払いしながらというふうに考えています。

○議長（福士修身会長）

一戸委員よろしいですか。

○3番（一戸昭憲委員）

ちょっと意味がわからなかったのですけれども。農地がいくら、農機具がいくら、修理費土地代の内訳を。5年目で320万ですとやたらと高い感じがしてですね。

○●●●●氏

農地の方は、だいたい平均で1反歩1万円前後ってところと、農機具、あるいは水利費というところで、こういう金額を計上しております。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。他にご意見ある方おりましたらどうぞ。

ございませんので、それでは、●●●●さん。審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。農業委員会も出来れば協力させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日はご苦勞様でございます。

○●●●●氏

ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

無いようですので、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

次に、議案第 163 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○分室長

農地に関する相続税の徴収猶予を受けている方は、3 年毎に所轄の税務署に対して、継続の届出書と共に、農業委員会が発行する、引き続き農業経営を行っている等の証明書を提出する必要があります。このことから、税の徴収猶予を受けている農地の受贈者が証明願の申請に至った訳でございますけれども、申請に基づき、事務局において農地台帳や農業所得の税務申告の有無、これらの状況について確認を行った結果、当該農地に関して農業経営を行っているものと判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

説明が終わりましたので、これより本案について審議します。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ、発言ください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、税の徴収猶予を受けている農地の所有名義人が、当該農地において農業経営を行っていることを承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、証明書を交付することに決定いたします。

次に、報告第 105 号を議題とします。事務局より説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○分室長

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 8 件でございます。

青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 106 号を議題とします。事務局より説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○分室長

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 13 件でございます。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 107 号を議題とします。事務局より説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○分室長

青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 5 件でございます。なお、非農地証明については、同規定により交付済でございます。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

その他、事務局から何かありましたらどうぞ。

（農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う、新委員の募集関係について）
（次回の月例総会は10月12日（月）午後1時から柳川庁舎2階大会議室で開催予定の連絡）

○議長（福士修身会長）

最後になりますけれども、委員の皆様から何かありましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

これを持ちまして、第30回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。